

弁護士自治ってなんだ？

及川智志（千葉県弁護士会）

こんな週刊誌の記事が話題を呼びました。「日弁連がまとめた『弁護士白書 2015 年版』によると、2006 年に 1200 万円だった弁護士の年収は、2014 年には 600 万円と半減。電機メーカーの平均年収 730 万円より下だ。この荒波に立ち向かう 4 人の現役弁護士が一堂に会すると、『弁護士白書』にも書かれていない弁護士たちの悲哀の声が噴出した——。」「どこの事務所にも所属せずに、すぐ独立した私なんて、年間で手元に残るのは 100 万円ちょっと。独り身なので家賃 5 万円のアパートに住んで節約しているんですが、毎月支払う弁護士会費の負担が大きくて、生活はかなりキツイ。」「僕はお金がなくて合コンすらいきませんよ！毎食カップラーメンで、たまにコンビニのおにぎりをつけるのが、ご馳走です。ただ、ストレス発散のための寝る前に飲む缶チューハイはやめられない（苦笑）。」

この記事を読んだ弁護士たちからは、現在の弁護士会費の高さ、しかもそれが無駄に使われているのではないかという疑念、弁護士人口急増問題に真剣に取り組まない日弁連執行部に対する強い不満、いまの状況が続けば弁護士会費支払拒否の動きが強まり弁護士会の強制加入制度が崩壊する、といった意見が噴出しました。そして、「ショック療法として」との注釈はついていましたが、弁護士自治と強制加入を止めてしまえというキャンペーンを張るべきであるという意見すら、若手弁護士から主張されました。司法改革推進派の精神論を批判する弁護士たちが、いまの弁護士会費の常識はずれの高さについては問題視せず、「弁護士自治死守」のみを訴えるのは、それこそ精神論の押しつけであり、矛盾しているという厳しい糾弾もありました。世代間で「自治」の定義自体が違うので、どのような「自治」を維持したいのかという議論が必要であり、古い金銭感覚での「ゴテゴテ自治」のままでは、若手を中心に経済的に脱落していき、「自治」が内部から自然崩壊するとの危惧も指摘されました。

弁護士制度の歴史には、弁護士自治を獲得し、人権擁護の使命を果たすための、先人たちの苦難が深く刻みこまれています。弁護士自治が認められなかった時代には、たとえば、証拠調を強く求めて裁判所の措置を批判したり、やむなく裁判官の忌避を申し立てたりすることなどが、懲戒申立の理由とされた、と記録されています。そうした歴史に省みて、昭和 24 年 5 月 30 日、弁護士法が成立し、ようやく弁護士自治が獲得されました。とすれば、弁護士自治は堅持すべきであり、強制加入制の維持もまた譲れません。人権の擁護を使命とする以上、国家権力と対峙するための弁護士自治は不可欠です。ただでさえ、日本司法支援センターによる実質的な弁護士自治崩しが進んでいるいま、なおさら弁護士自治の重要性は再確認されるべきだと思います。そもそも司法改悪、弁護士人口激増は、権力に向かってうるさいことをいう弁護士から自治を奪って、政財界の犬にしてしまうもくろみだと思います。それなのに、いま弁護士自治を軽視することは、それこそ政財界の思うつぼではないでしょうか。法務省、日本司法支援センターに飼い慣らされた弁護士なんて想像もしたくありません。

ただ、弁護士自治の基盤が揺らいでいることは否定できません。この危機的事態において、弁護士それぞれが、弁護士自治の意義を再確認し、その自治の主体者であると認識することが大事なのではないかと思います。弁護士自治ってなんだ？私たちは各自、問い直す必要があるのではないのでしょうか。

（2016 年 9 月 8 日記）